

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成29年6月21日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700013号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1700006号

第1 結論

昭和56年1月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年1月

私は、請求期間の国民年金保険料3,770円を昭和56年10月24日に銀行で納付したが、国の記録では国民年金の未加入期間とされている。請求期間に係る保険料の領収証書を所持しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する納付書・領収証書により、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことは確認できるものの、請求者が所持する年金手帳、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から、請求者は、国民年金の被保険者資格を昭和56年1月6日に喪失していることが確認でき、請求期間は国民年金の未加入期間とされている上、国民年金保険料の還付整理簿によると、納付された請求期間の保険料は同年12月10日に還付決定されたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者が請求期間直後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは昭和56年2月10日であり、オンライン記録による氏名検索においても請求者が同年1月6日に被用者年金制度に加入した記録は確認できず、ほかに国民年金の被保険者資格を喪失する合理的な理由は見当たらない。

また、国民年金保険料の還付が行われた場合、本来は特殊台帳(マイクロフィルム化した国民年金被保険者台帳)として整理保存されることになっているが、請求者に係る特殊台帳は保存されておらず、前述の還付整理簿によれば請求期間の国民年金保険料は還付決定されたものの、還付請求する権利が時効により消滅し、請求者に対して還付は行われなかったことが確認できる。

これらのことから、請求期間は強制加入被保険者として国民年金の被保険者となるべき期間であり、事実と異なる資格喪失の手續により請求期間の国民年金保険料の還付決定が行われたものと認められ、当該期間について保険料の納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700002号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700014号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成25年3月1日から同年10月11日に訂正し、同年3月から同年9月までの標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

請求期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下、「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成25年3月1日から同年10月11日まで

私は、平成24年9月6日から平成25年10月10日までの期間、A社に継続して勤務し、私が所持する預金通帳には、同年10月25日に同社から給与が振り込まれていることが確認できるが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年3月1日となっているので、当該資格喪失年月日を同年10月11日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し及び平成24年10月分から同年12月分までの給与明細書の写し並びに事業主及び複数の元上司の回答により、請求者は、請求期間もA社に継続して勤務していたと推認できる。

また、前述の預金通帳の写しによると、平成25年4月から同年9月までA社から振り込まれた金額は、前述の給与明細書の写しのうち平成24年10月分及び同年12月分の給与明細書の写しで確認できる厚生年金保険料等を控除した後の差引支給額とおおむね一致している上、事業主は、「請求期間も請求者の給与から厚生年

金保険料を控除した額を振り込んでいた。」旨回答していることから、請求者は、平成 25 年 4 月から同年 9 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

さらに、請求期間のうち、前述の預金通帳の写しで A 社からの振込みが確認できない平成 25 年 3 月について、前述の元上司の一人で同社の共同経営者であったとする者は、「請求期間より前に請求者に振り込んでいた額と同額を手渡したはずである。」と回答しているところ、当該預金通帳の写しによると、同年 2 月の同社からの振込額は、前述のとおり厚生年金保険料が控除されていたと推認できる同年 4 月から同年 9 月までの振込額と同額であることから、請求者は、同年 3 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

加えて、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の預金通帳の写しで確認できる振込額及び前述の給与明細書の写し並びに事業主、複数の元上司及び同僚の回答により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かを確認できる資料は無く、請求期間当時社会保険事務を担当していた者とも連絡が取れないことから不明であると回答している一方、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対して誤って提出したことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600431号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700015号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年4月10日から昭和54年5月頃まで

私は、請求期間においてA社にB職として勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録により、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち所在が確認できる同僚3人に照会を行い回答が得られたところ、そのうちの1人は、「私がA社に入社した昭和53年8月時点において請求者は同社に勤務していた。」旨陳述していることから、期間は特定できないものの、請求者は請求期間の一部において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者は、請求期間当時の総務、経理主任から昭和51年にA社を設立後すぐに社会保険の加入手続を完了したと聞いていたとしており、同社の閉鎖登記簿謄本によれば、同社は昭和51年4月8日に設立されていることが確認できるものの、同社に係る事業所番号等索引簿及びオンライン記録によれば、同社は昭和54年5月26日から厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間の大部分において適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の元代表取締役は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた旨回答しているものの、請求者に係る賃金台帳等の資料を保管していないとしていることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、前述の総務、経理主任は既に死亡しているとしており、3人の同僚からも請求者の当該期間における具体的な勤務実態について証言を得ることができず、請求者が当該期間において厚生年金保険の被保険者の資格要件を満たしていたか確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によれば、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

また、請求者は、請求期間は厚生年金保険の被保険者であったと主張し、当該期間の国民年金保険料を納付した記憶は無いとしているが、請求者に係るC市及びD町の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録によれば、請求者は、当該期間において国民年金に加入し、申出により任意で納付する付加保険料も含めて国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。